

茨城県・水戸市中核市移行連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 茨城県と水戸市は、茨城県・水戸市中核市移行連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会議は、水戸市の中核市移行を円滑に推進するため、茨城県と水戸市とが協力し、中核市移行に係る課題等を調整することを目的とする。

(組織)

第3条 連絡会議は、調整すべき事項に関わる茨城県及び水戸市の課の職員をもって組織する。

(会議)

第4条 連絡会議は、茨城県と水戸市が必要に応じ協議のうえ、開催する。

2 連絡会議の議事進行は、互選により選出する議長が行うこととする。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、茨城県にあつては総務部地域支援局市町村課が、水戸市にあつては総務部行政改革課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、茨城県と水戸市が協議して定める。

附則

この要綱は、平成27年6月3日から施行する。